

札幌市屋外広告物条例の一部を改正する条例案

平成31年（2019年）2月8日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市屋外広告物条例の一部を改正する条例

札幌市屋外広告物条例（平成10年条例第43号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第16条中「又はその」を「若しくは」に改め、「いう。」の次に「又は広告物等の所有者若しくは占有者（次条第1項本文及び第3項において「広告物の所有者等」という。）」を加え、「広告物等に」を「当該広告物等に」に改め、「補修」の次に「、除却」を加える。
- (2) 第16条の次に次の1条を加える。

（点検）

第16条の2 広告物の表示者等又は広告物の所有者等は、当該広告物等について、規則で定めるところにより、登録試験合格者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。
ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

- 2 この条例の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、前項本文の点検の結果を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
 - 3 市長は、広告物等の安全管理上必要があると認めるときは、広告物の表示者等又は広告物の所有者等に対し、第1項本文の点検をさせ、当該点検の結果を提出させることができる。
- (3) 第19条の3第1項第1号中「第8条第3項第1号に規定する」を「第7条第4項の規定により除却された」に改め、同項第2号中「以下「広告物の所有者等」を「第19条の8において「広告物等の権原者」に改める。

(4) 第19条の8中「広告物の所有者等」を「広告物等の権原者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間における改正後の第16条の2第1項本文の規定の適用については、第14条第1項本文に規定する管理者による点検をもって、登録試験合格者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者による点検に代えることができる。

(理 由)

屋外広告物等の所有者及び占有者に対する管理義務を定めるとともに、その設置者、管理者等に対し、一定以上の知識を有する者による点検を義務付ける等のため、本案を提出する。